

高額療養費

●70歳未満の方はこんなとき高額療養費が支給されます。

支払った自己負担額が高額になったときは、高額療養費が支給されます。高額療養費は月単位で、医療機関ごと、入院・外来・調剤・歯科別に、それぞれの自己負担額が**21,000円以上のもの**を合計した額が、次の表の自己負担限度額を超える場合に支給されます。

70歳未満

【平成30年8月1日～】

課税区分	所得要件	自己負担限度	多数回該当 (4回目以降)
ア	旧ただし書き所得 ◆901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	旧ただし書き所得 ◆600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	旧ただし書き所得 ◆210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	旧ただし書き所得 ◆210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※「旧ただし書き所得」とは、総所得金額から基礎控除（33万円）を引いた所得をいいます。

※「多数回該当」とは、高額療養費の該当が過去12ヶ月以内に4回以上になったときの4回目からの限度額をいいます。

●70歳以上75歳未満の方はこんなとき高額療養費が支給されます。

月単位で自己負担額が次の表の自己負担限度額を超える場合（75歳になる月は、個人ごとに以下の限度額の2分の1が限度額になります。）に支給されます。

70歳以上75歳未満

【平成30年8月1日～】

所得区分	所得要件	自己負担限度額 【個人単位外来】	自己負担限度額 【世帯単位入院含む】	多数回該当 (4回目以降)
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 ◆690万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
	Ⅱ 課税所得 ◆380万円以上690万円未満	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
	Ⅰ 課税所得 ◆145万円以上380万円未満	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
一般	課税所得 ◆145万円未満	18,000円	57,600円	44,400円
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	—
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円	—

※「現役並み所得者」とは同じ世帯に基準所得以上（課税所得145万円以上かつ収入383万円以上、2人以上の場合は収入520万円以上）の70歳以上75歳未満の**国保**被保険者がいる人をいいます。

※「一般」とは、収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合及び旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※「低所得者Ⅱ」とは、世帯主と世帯の**国保**被保険者全員が市町村住民税非課税の人をいいます。

※「低所得者Ⅰ」とは低所得者Ⅱの条件に加えて、その世帯の各所得が必要経費・控除額（公的年金については控除額80万円）を差し引いたときに0円となる人をいいます。